

(指定居宅介護支援事業所)

# 居宅介護支援事業所いずみえん 重要事項説明書

東京都指定 1371105329 号

令和6年4月16日現在

## 【目次】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口	1
2. 居宅介護支援事業所いずみえんの概要	1
(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域	
(2) 同事業所の職員体制	
(3) 営業時間	
3. 居宅介護支援の申し込みから サービス提供までの流れと主な内容	2
4. 利用料金	3
5. サービスの利用方法	3
(1) サービスの利用開始	
(2) サービスの利用終了	
6. 秘密保持	3
7. 事故発生時の対応	4
8. 当事業所の居宅介護支援の特徴	4
(1) 運営の方針	
(2) 居宅介護支援の実施概要	
(3) ケアプランの実施状況の把握	
(4) サービス利用のために	
9. 居宅サービス事業所選択の自由と説明	4
10. ご利用者が入院される場合	5
11. サービス内容に関する苦情	5
12. 当事業所の概要	5
署名	6
(別表1・2)	

**社会福祉法人 徳心会**

**居宅介護支援事業所いずみえん**

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

居宅介護支援事業所いずみえん

電話 03-3759-5550 (8:30~17:30まで)

※ご不明な点はなんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所いずみえんの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 徳心会 居宅介護支援事業所 いずみえん
所在地	東京都大田区矢口3丁目1番5号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都1371105329号)
サービスを提供する地域	大田区・世田谷区・品川区

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護支援専門員	1名	/	ケアプラン作成 訪問調査・苦情相談
介護支援専門員	介護支援専門員			

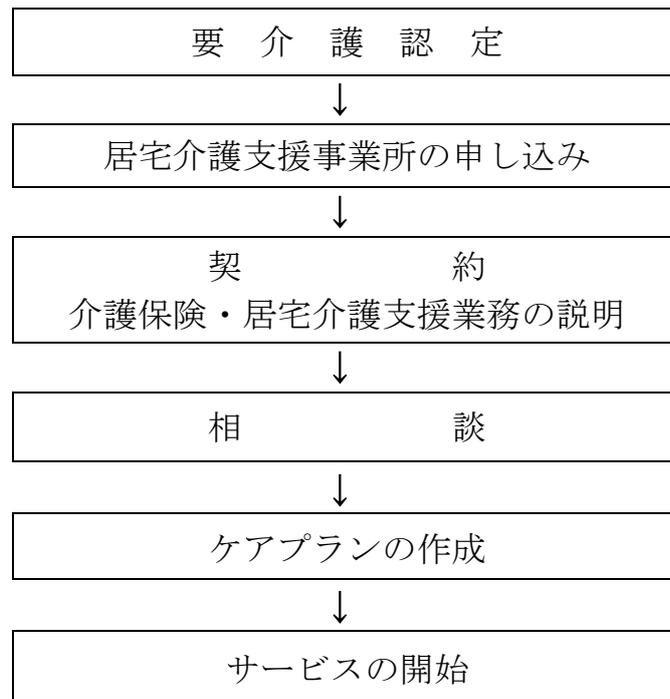
(3) 営業時間

平日 (月~金)	8:30~17:30
----------	------------

但し、国民の祝日、12月30日~1月3日を除く

※緊急連絡電話 03-3759-5550 (留守番電話にて対応)

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



#### ご利用できるサービス

##### 在宅サービス

①訪問看護	⑬福祉用具貸与、購入
②訪問介護（ホームヘルプ）	⑭住宅改修
③夜間対応型訪問介護	⑮居宅療養管理指導
④定期巡回・随時対応型訪問介護看護	⑯小規模多機能型居宅介護
⑤訪問入浴介護	⑰看護小規模多機能型居宅介護
⑥訪問リハビリテーション	⑱認知症対応型共同生活介護
⑦通所介護（デイサービス）	⑲特定施設入居者生活介護
⑧地域密着型通所介護	・介護付き有料老人ホーム
⑨認知症対応型通所介護	・養護老人ホーム
⑩通所リハビリテーション（デイケア）	・軽費老人ホーム
⑪短期入所生活介護	・サービス付き高齢者向け住宅
⑫短期入所療養介護	

##### 施設サービス

①介護老人福祉施設
②介護老人保健施設
③介護療養型医療施設
④介護医療院

#### 4. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき法定料金の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

#### 5. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。担当者がお伺いし、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

##### (2) サービスの終了

###### ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

###### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

###### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分等が、要支援または非該当と認定された場合
- ・ご利用者がご逝去された場合

###### ④その他

ご利用者や家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 6. 秘密保持

ご利用者や家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい

て、利用者の個人情報を用いません。

## 7. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、関係諸機関に連絡し必要な処置をとります。

また事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 8. 当事業所の居宅介護支援の特徴

### (1) 運営の方針

安心して自宅での生活が続けられるよう迅速・正確な対応に努める。

### (2) 居宅介護支援の実施概要相談を受けた後、ケアプランを作ります。

### (3) ケアプランの実施状況の把握

- ①少なくとも1月に1回ご利用者と面接を行い、モニタリングの結果を記録します。面接は原則訪問により行いますが、テレビ電話装置等を活用し行うこともできます。その場合に置いても、少なくとも2月に1回は訪問によりモニタリングを実施します。
- ②居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合、サービス担当者会議を開催しご利用者の状態把握や情報の共有を図ります。
- ③福祉用具貸与、福祉用具購入については、居宅サービス計画にこれらが必要な理由を記載します。福祉用具貸与については、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な理由を記載します。
- ④要介護認定を受けているご利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターと連携を図ります。

### (4) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	厚生労働省が定めた方法、またはアセスメントシートによる。

## 9. 居宅サービス事業所選択の自由と説明

ご利用者は居宅サービス計画の作成にあたり、ケアマネジメントの公平中立確保の観点から、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることが可能です。また、その選定理由の説明を求めることも可能です。

## 10. ご利用者が入院される場合

ご利用者が病院または診療所に入院される場合、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を、当該病院または診療所にお伝えいただけるようお願いいたします。

なお、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳などとともに、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を保管いただけますようお願いいたします。

## 11. 提供するサービスに関する相談・要望・苦情の窓口

### (1) 当事業所利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担当者	居宅介護支援事業所いずみえん 管理者 川見 駿斗
電話番号	TEL 03-3759-5550 FAX 03-3759-5634
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30

### (2) その他

当事業所では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
吉田久司氏	TEL 03-3759-5425
岡崎剛一郎氏	TEL 03-3750-5684

当事業所以外に、公的機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉

大田区福祉部介護保険課居宅サービス担当 03-5744-1655

大田区以外にお住まいの方は各自治体の介護保険課にお問合せください。

〈公的団体〉

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

## 12. 当事業所の概要

名称 社会福祉法人 徳心会  
居宅介護支援事業所 いずみえん  
代表者役職・氏名 管理者 川見 駿斗  
所在地・電話番号 東京都大田区矢口3丁目1番5号  
03-3759-5550

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都大田区矢口3丁目1番5号  
名称 社会福祉法人 徳心会  
居宅介護支援事業所 いずみえん ⑩

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項、個人情報使用について説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(家族代表者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

(別 表)

(1) 居宅介護支援費

①居宅介護支援費（Ⅰ）【45件未満の場合】

要介護度	1件あたりのプラン作成金額
要介護1・2	12,380円（1,086単位）
要介護3～5	16,085円（1,411単位）

②居宅介護支援費（Ⅱ）【45件以上60件未満の場合】

要介護度	1件あたりのプラン作成金額
要介護1・2	6,201円（544単位）
要介護3～5	8,025円（704単位）

③居宅介護支援費（Ⅲ）【60件以上の場合】

要介護度	1件あたりの作成金額
要介護1・2	3,716円（326単位）
要介護3～5	4,810円（422単位）

(2) 個別加算

項目	1ヶ月あたりの金額
初回加算（Ⅰ）	3,420円（300単位）
通院時情報連携加算	570円（50単位）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,850円（250単位） ※1
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,280円（200単位） ※1
退院・退所加算（Ⅰ）イ	5,130円（450単位） ※1
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,840円（600単位） ※1
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,840円（600単位） ※1
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,550円（750単位） ※1
退院・退所加算（Ⅲ）	10,260円（900単位） ※1
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	3,420円（300単位）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円（200単位） ※2
ターミナルケアマネジメント加算	4,560円（400単位） ※3

特定事業所加算（Ⅰ）	5,916円（519単位）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,799円（421単位）
特定事業所加算（Ⅲ）	3,682円（323単位）
特定事業所加算（A）	1,299円（114単位）
特定事業所医療介護連携加算	1,425円／月（125単位）

- ※1 入院または入所期間中1回を限度に算定されます。
- ※2 1月に2回を限度に算定されます。
- ※3 死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合に算定されます。
- ※利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。
- ※通常の実施地域は大田区・世田谷区・品川区です。

### (3) 第三者評価の実施状況について

当事業所の第三者評価（第三者評価機関が福祉サービスについて評価を行い事業所のサービスを見直す）の実施状況は以下のとおりです。

第三者評価の実施の有無	未実施
実施した直近の年月日	未実施
実施した評価機関の名称	未実施
評価結果の開示状況	未実施